

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人北海道教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年4月1日から、本給月額を71,000円引き下げ、994,000円とした。但し、経過措置として、平成18年4月1日の前日から学長であるもので、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる者には、本給月額のほか、その差額に相当する額を支給する。また、調整手当を地域手当に改正した。
(国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表に準拠して改正)

理事

平成18年4月1日から、本給月額を56,000円引き下げ、784,000円とした。但し、経過措置として、平成18年4月1日の前日から理事であるもので、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる者には、本給月額のほか、その差額に相当する額を支給する。また、調整手当を地域手当に改正した。
(国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表に準拠して改正)

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成18年4月1日より、これまで定額(4,200,000円、その12分の1の額を毎月支給)であった年俸額を、予算の範囲内で当該監事の勤務形態等を考慮して学長が定める額とし、その12分の1を毎月支給することとした。
(勤務形態の変更に伴う改正)

監事(非常勤)

平成18年4月1日より、これまで定額(1,200,000円、その12分の1の額を毎月支給)であった年俸額を、予算の範囲内で当該監事の勤務形態等を考慮して学長が定める額とし、その12分の1を毎月支給することとした。
(勤務形態の変更に伴う改正)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任
法人の長	千円 18,769	千円 12,780	千円 5,301	千円 383 (地域手当) 167 (通勤手当) 138 (寒冷地手当)		
理事 (4人)	千円 59,841	千円 40,320	千円 16,726	千円 1,209 (地域手当) 707 (通勤手当) 531 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 564	千円 564	千円 0	千円 0 ()	4月1日1名	

※「地域手当」は、国家公務員の取扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する職員に対し支給される手当である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年	月			
理事	千円	年	月			
監事	千円 1,050	年 2	月 0	平成18年3月31日	—	増減なし。 監事の業績は、業務運営等に関する評価の結果を学長に諮った結果、増減なしと決定した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえて、毎年1月1日に上位の号俸に決定することができる。 標準:4号俸(一般職俸給表(一)7級以上、教育職俸給表(一)5級の職員は3号俸) ただし、平成22年3月31日までにあつては1を減じた号数
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

以下の改定を平成18年4月1日から施行した。

1. 俸給表

- 俸給表の水準を平均4.8%引き下げた。ただし、経過措置として、新俸給月額が平成18年3月31日の俸給月額に達しない場合、その差額を支給する。
- 一般職俸給表(一)及び一般職俸給表(二)の級の統合等を行った。
- これまでの1号俸を4分割した。また、初号等の号俸を廃止、最高号俸を越える号俸に相当する号俸を増設した。

2. 昇給

- 普通昇給と特別昇給を一本化し、昇給時期を年1回(1月1日)とした。
- 昇給する号俸は4号俸(一般職俸給表(一)7級以上、教育職俸給表(一)5級の職員にあつては、3号俸)を標準とし、55歳を越える職員は、昇給する標準の号数を2号俸とした。(ただし、平成22年3月31日までは、1を減じた号数。)
- 最高の号俸を越えて昇給しないこととした。

3. 俸給の調整額

- 俸給月額の引き下げに伴い、月額400円から1,000円程度引き下げた。

4. 地域手当及び広域異動手当
- 調整手当を地域手当に改正した。
 - 平成18年度から大学再編が開始されることに伴い、広域異動手当を導入した。
(国家公務員においては平成19年度に新設された手当である。)
- 概要: 異動前の勤務地及び自宅から、異動後の勤務地までの距離に応じ支給される。
地域手当が支給される職員にあっては、地域手当の支給率を上回る分を広域異動手当として支給)
- ・60キロメートル以上300キロメートル未満 3%(当分の間は2%)
 - ・300キロメートル以上 6%(当分の間は4%)
5. 復職時調整
- 昇給の時期を1月1日にしたことに伴い、昇給期間を短縮する規定を削除した。
6. 勤勉手当
- 支給総額の範囲を、年間で0.05月分増加した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	695	46.6	7,889	5,693	75	2,196
事務・技術	168	40.9	5,614	4,113	77	1,501
教育職種 (大学教員)	367	52.3	9,459	6,746	84	2,713
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	22	39.6	6,918	5,116	31	1,802
教育職種 (附属義務教育学校教員)	130	38.7	6,686	4,950	53	1,736
技能・労務職種	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	3	47.2	5,616	4,083	89	1,533
その他医療職種 (看護師)	4	51.3	5,986	4,328	58	1,658

注1: 常勤職種の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注1:「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等であるが該当者が1名のため、

当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:「その他医療職種」には、栄養士を含む。

注5:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	49.9	3,928	2,898	159	1,030
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	49.9	3,928	2,898	159	1,030
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

年俸制適用者

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

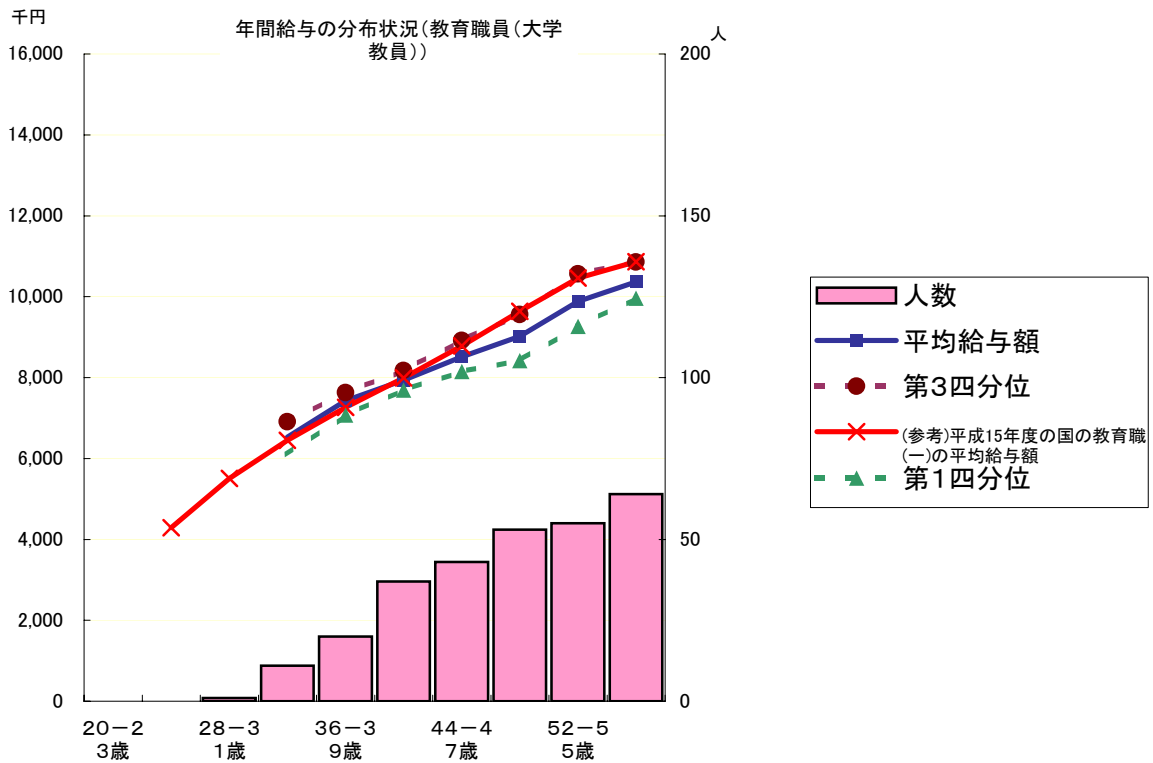
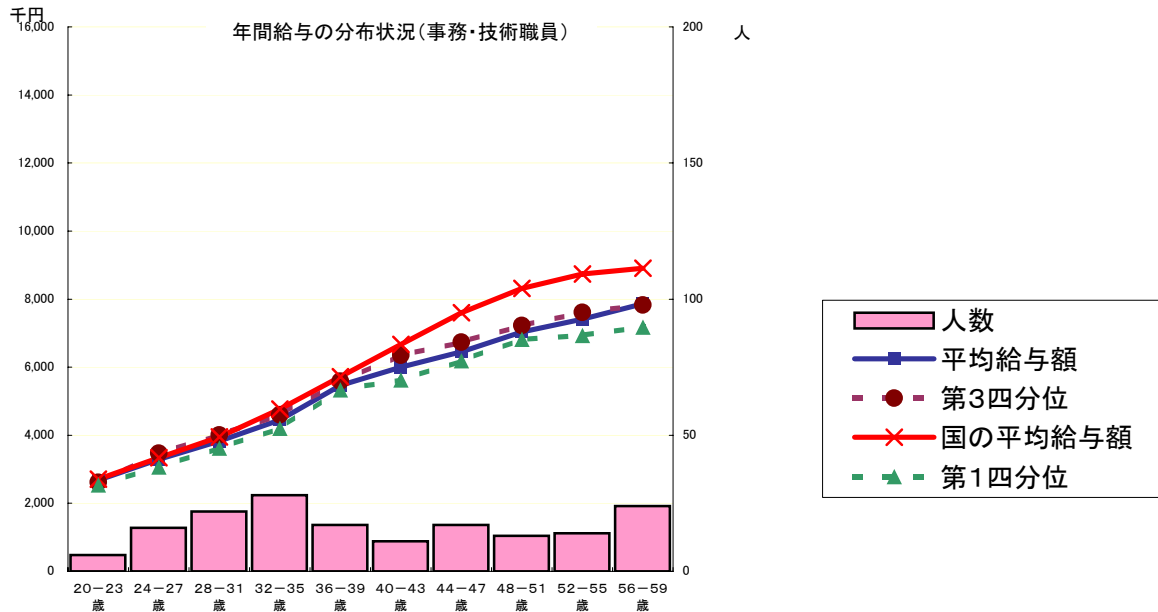
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 任期付職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、
人数以外は記載していない。

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
課長	10	57.7	7,559	8,183	8,471
事務職員	54	28.6	3,304	3,619	4,003

注) 「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注) 本法人では、「係員」に相当する職を「事務職員」としている。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	212	57.2	9,829	10,303	10,786
准教授	147	45.9	7,699	8,171	8,676

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	主任	主査、専門職	総括主査 主査	課長、室長 事務長、総括主査
人員 (割合)	168人	22人 (13.1%)	41人 (24.4%)	63人 (37.5%)	24人 (14.3%)	10人 (6.0%)
年齢(最高～最低)		21～30歳	27～34歳	34～58歳	47～59歳	54～59歳
所定内給与年額(最高～最低)		1,849～3,012千円	2,424～3,477千円	3,202～5,389千円	4,828～5,880千円	4,933～5,582千円
年間給与額(最高～最低)		2,524～3,929千円	3,331～4,691千円	4,489～7,329千円	6,744～7,932千円	6,992～7,641千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長、室長 事務長	部長	事務局長、 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		6人 (3.6%)	1人 (0.6%)	該当者なし (0%)	1人 (0.6%)	該当者なし (0%)
年齢(最高～最低)		54～59歳				
所定内給与年額(最高～最低)		5,648～7,322千円				
年間給与額(最高～最低)		7,825～9,794千円				

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	367人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	9人 (2.5%)	146人 (39.8%)	212人 (57.8%)
年齢(最高～最低)				31～51歳	32～63歳	44～64歳
所定内給与年額(最高～最低)				4,019～6,017千円	4,420～6,910千円	5,768～9,009千円
年間給与額(最高～最低)				5,503～8,317千円	6,097～9,478千円	8,067～12,376千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 66.1	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 33.9	% 36.2
	最高～最低	% 46.2～33.0	% 39.0～29.6	% 42.6～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.9	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.1	% 33.7
	最高～最低	% 41.7～31.3	% 38.5～28.7	% 36.3～30.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.2	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.8	% 32.8
	最高～最低	% 37.8～32.5	% 34.7～29.6	% 34.2～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 37.8～32.0	% 34.7～29.1	% 34.3～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員 89.9

対他の国立大学法人等

事務・技術職員 101.8

教育職員(大学教員) 95.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

- ・教育職種(大学教員)と平成15年度の国の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標(参考指標)

96.1

III 総人件費について

区分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,379,055	6,419,424	△ 40,369	(△0.6)	△ 204,094	(△3.1)
退職手当支給額 (B)	822,013	642,577	179,436	(27.9)	△ 1,430	(△0.2)
非常勤役職員等給与 (C)	514,226	493,021	21,205	(4.3)	13,081	(2.6)
福利厚生費 (D)	828,854	820,655	8,199	(1.0)	△ 4,216	(△0.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	8,544,148	8,375,677	168,471	(2.0)	△ 196,659	(△2.3)

注1: 「非常勤役職員等給与」には、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の17「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2: 福利厚生費(D)について、計上方法を一部変更した。

教育経費の福利厚生費

- 平成16年度 3,598千円を除く
- 平成17年度 4,441千円を除く
- 平成18年度 4,188千円を含む

総人件費について参考となる事項

①平成18年度総人件費(給与、報酬等支給増額及び最広義人件費)の増減について

i) 給与、報酬等総額支給額の増減比について

対前年度比 △ 0.6

要因 : 支給人員の減等(役員については監事1名の非常勤職員への変更等により△4,295千円, 大学教員4,655千円, 附属学校教員△15,115千円, 事務職員△25,614千円)

ii) 最広義人件費の増減について

対前年度比 2.0

要因 : 退職手当…支給人員の増
非常勤役職員等給与…外国人教師, 非常勤教員, 非常勤職員の増
福利厚生費…介護保険料負担金の負担金掛金率の増加及び共済
組合長期負担金の負担金掛金率の増加等

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況(予定のものを含む。)

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期目標 III-3-③ 人件費の削減に関する目標)

ii) 中期目標において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費削減の取組を行う。

(中期計画 II-3-⑥ 人件費の削減に関する具体的方策)

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	6,419,424	千円
・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」	6,379,055	千円
・当年度までの人件費削減率	△ 0.6	

計算式 = (当年度の金額 - 基準年度 of 金額) ÷ 基準年度 of 金額 × 100

③本法人における人件費の削減率(対人件費予算相当額)について

・当年度(平成18年度)の「給与・報酬等支給総額」・・・a	6,379,055	千円
・平成17年度の「人件費予算相当額」・・・b	6,746,968	千円
・人件費の削減率(対人件費予算相当額)	△ 5.5	

計算式 = (a - b) ÷ b × 100

IV 法人が必要と認める事項

特になし。